

次世代研究と次世代ユニットの比較

	次世代研究	次世代研究ユニット
趣旨(共通)	(1)アジアにおける「親密圏と公共圏の再編成」という新しい分野の今後を担う次世代研究者のイニシアティブによる研究を支援するプログラムに鑑み、斬新な発想による萌芽的研究、独自のアプローチや成果の表現方法を試みる研究、学際的研究など、研究計画のオリジナリティを重視した研究計画を支援する。 (2)次世代を担う研究者を養成する目的に鑑み、博士論文作成へのステップ、もしくは査読誌への投稿に向けたステップになりうる研究を支援する。	
予算の枠組み	京都大学「研究拠点形成費等補助金若手研究者研究活動経費」を適用(財源はGCOE)	本GCOEのプロジェクト予算枠組を適用(財源はGCOE)
認定者	総長	拠点リーダー
形態	個人研究	個人研究および共同研究
選考	事業推進担当者5名以上からなる選定委員会により研究活動計画等の審査を行い、その結果を総長に提出する。	事業推進担当者による選定委員会*により研究活動等の審査を行う。(* 通常5名以上によって構成)
予算の執行者	認定を受けた本人(本人が、物品購入、出張・招聘旅費等の実施主体となる)	当該プロジェクトを担当する事業推進担当者
応募資格	<p>(1)本プログラムを構成する大学院研究科専攻(注1)で研究を行う博士課程在籍者(一貫制博士課程の場合は博士後期課程在籍者)および大学院博士課程修了者。 ただし、以下に該当する場合は応募できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休学者および聴講生 ・日本学術振興会特別研究員(DC1・DC2・PD・RPD) ・他から類似の経費を受給している者 <p>(注1)なお、本プログラムを構成する大学院研究科専攻とは以下とする。</p> <p>文学研究科:行動文化学専攻 教育学研究科:教育科学専攻 法学研究科:法政理論専攻 経済学研究科:経済学専攻 農学研究科:生物資源経済学専攻 人間・環境学研究科:共生人間学専攻</p>	<p>【個人研究】</p> <p>(1)事業推進担当者および事業推進協力が所属する大学院研究科専攻(注2)の博士課程在籍者(一貫制博士課程の場合は博士後期課程在籍者)および大学院博士課程修了者。ただし、この場合であっても、休学者および聴講生は、研究代表者になれない。日本学術振興会特別研究員(DC1・DC2・PD・RPD)は、研究代表者にはなれないが、研究協力者は可。</p> <p>(2)大学院博士課程を修了し(単位取得満期退学、研究指導認定退学を含む)、上記(1)の専攻および高等教育研究開発推進機構、高等教育研究開発推進センター、人文科学研究所、地域研究統合情報センターに所属して研究を行う各種研究員、研修員、非常勤講師。</p> <p>(3)本プログラム研究員および助教。</p> <p>【共同研究】</p> <p>上記「個人研究」の(1)~(3)のいずれかの応募条件を満たす「ユニット幹事」と数名の「ユニット協力者」が、事業推進担当者的了承を得て、組織する。ユニット協力者の所属およびユニットの構成人数に制限はないが、京都大学に所属する者がユニット構成人数の半数以上を占めることを要件とする(例:構成人数3名のユニットの場合、うち2名は京都大学に所属していること)。</p> <p>(注2)該当する専攻は、本プログラムを構成する大学院研究科専攻(左欄の注1を参照)に加えて、以下の専攻とする。</p> <p>文学研究科:文献文化学専攻・思想文化学専攻・現代文化学専攻 人間・環境学研究科:共生人間学専攻・共生文明学専攻</p>
支出の請求	本人が、1ヶ月毎に「若手研究者活動経費請求書」に「同内訳書」および領収書等支出を証明する書類を添えて事務局に提出。	担当の事業推進担当者に必要な経費を申告し、事業推進担当者が事務局に請求する。
活動・収支報告	当該研究活動終了後、速やかに「若手研究者研究経費収支簿」、および「結果報告書」を拠点リーダーに提出。拠点リーダーは、総長に提出。	会計報告書を提出。
成果報告	採択時に示される条件に従って、成果報告を提出	採択時に示される条件に従って、成果報告を提出